

# 段階点検制度（仮設工等）実施要領

## 1 目的

工事災害の多くは工事仮設に起因し施工途中に発生することから、工事施工の主体者である請負人の安全確保に対する積極的な取り組みが不可欠である。

そこで、仮設工等の安全施工を一層確実なものにするため、一定規模以上の仮設工等を対象として請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により、仮設工の進捗に応じた段階ごとの点検を行い、請負人自らの安全体制の確立と工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

## 2 適用工事

段階点検を適用する工事は、次のとおりとする。

- (1) 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
- (2) 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
- (3) 土留工及び締切り工で、掘削高さ6 m以上の場合。
- (4) 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ4 m以上の締切り工
- (5) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工
- (6) 鉄道・河川・道路構造物等に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工
- (7) 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物
- (8) 橋長50 m以上の橋梁の架設
- (9) その他工事担当局長が必要と認める工事

## 3 実施方法

### (1) 請負人への周知

段階点検制度を適用する工事は、その都度、特記仕様書に次の事項を記載する。

#### ア 点検の時期

- (ア) 仮設工の設計完了段階（指定仮設においては、発注者から指示された設計図書の内容を検討する段階）
- (イ) 仮設工の施工中間段階（仮設工の規模、内容等により複数回実施する。）
- (ウ) 仮設工の施工完了段階
- (エ) 仮設工の撤去中間段階

#### イ 点検の内容

- (ア) 仮設工の設計完了段階においては、現場条件と整合した設計図書が設計条件に基づいて適切な仮設計画となっているか確認する。  
指定仮設については、発注者から指示された設計図書が現場条件と整合した設計条件で、安全確保された設計図書となっているか確認する。
- (イ) 仮設工の施工中間段階においては、仮設計画書のとおり施工が実施されているか確認する。
- (ウ) 仮設工の施工完了段階においては、仮設計画書のとおり施工が実施されているか確認する。

(エ) 仮設工の撤去中間段階においては、仮設計画書のとおり仮設部材が撤去されているか確認する。

(2) 発注者の対応

ア 段階点検制度の対象となる工事の監督員は、請負人に、「段階点検確認書」の提出を求め、段階点検の実施状況を把握すること。

イ 段階点検確認書の取り扱い

請負人に2部提出させ、1部は工事担当課長まで供覧し、1部は監督員の受取印を押印して請負人へ戻すこと。また、竣工書類と同様に取り扱い、検査時に提出すること。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。